

# 仙台市内高等学校美術研究会会則

## 第1章 総 則

第1条（名称） 本会は、仙台市内高等学校美術研究会と称する。

第2条（会員と構成）

本会は、仙台市内（合併前の旧市内）の高等学校及び特別支援学校の美術科、美術部、同種のサークルに所属する生徒を会員として構成し、各校の美術部の顧問、美術科、及び同種のサークルの主たる指導担当教員、及び宮城県高等学校美育研究会の指導の下に、会員相互の自主的、自律的参加によって運営される。

第3条（目的） 本会は、会員相互の造形表現力の切磋琢磨、交流を通して、実りある高校生活を送ることを目的とする。

第4条（活動） 本会の目的を達するために、以下の事業を行う。

- 仙台市内高等学校美術展の開催
- 機関誌の発行
- その他本会の目的を達するのに有効、必要とされた事業

## 第2章 組織 役員 機関

第5条（美研委員） 本会の加盟校は、それぞれ3名以内の美研委員を選出する。  
美研委員は自校の代表として総会および美研委員会に出席し、協議、議決に参加する。

第6条（役員校） 本会の加盟校は、各校の美術部の顧問、美術科、及び同種のサークルの主たる指導教員、及び宮城県高等学校美育研究会の指導の下に、以下の役員校を選出する。このうち1校は私立高から加わる。役員校は本会の中心組織として本会が行う事業を主導する。

|        |    |
|--------|----|
| 事務局校   | 1校 |
| 会計校    | 1校 |
| 展覧会校   | 2校 |
| 交流・研修校 | 1校 |

- 事務局校は本会のセンターとして、本会の行う事業全般について実務的職務を受け持つ。
- 会計校は本会の会計職務を受け持つ。
- 展覧会校は仙台市内高等学校美術展開催のための職務を受け持つ。
- 交流・研修校は会員相互の造形表現力の切磋琢磨、交流のための職務を受け持つ。

## 第7条（執行委員会）

役員校の美研委員、及び美術部の顧問、美術科、及び同種のサークルの主たる指導教員をもって執行委員会を組織する。執行委員会は美研委員のうちから以下の各役員を選出する。執行委員会の会務機関はその年度の第1回総会から翌年度の第1回総会までとする。

|        |    |
|--------|----|
| 執行委員長  | 1名 |
| 副執行委員長 | 1名 |
| 会計     | 2名 |

- 1 執行委員長は本会を代表、統括し、本会の総会、委員会の議事進行を受け持つ。
- 2 副執行委員長は執行委員長を補佐し、本会の総会、委員会の記録を受け持つ。また執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計事務を受け持つ。また副執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第8条（顧問会） 本会の加盟校の美術科、美術部、及び同種のサークルの主たる指導担当教員をもって顧問会を組織する。顧問会は本会会員の自主的、自律的参加を最大限に尊重し、その活動を支援、指導する。

## 第9条（役員校顧問会）

本会の役員校の顧問をもって役員校顧問会を組織する。役員校顧問会は必要に応じて顧問会議を召集できる。

第10条（会長） 本会の会長は事務局校の学校長が務める。宮城県高等学校美育研究会の会長が兼務する。会長は執行委員長とともに本会を代表し、総会、委員会、執行委員会、役員顧問会、顧問会を招集する。

改正 2024年5月31日 第1回総会

第11条（総会） 本会は、年度始めに総会を開く。総会は本会の最高議決機関とし、加盟校の3分の2以上の出席をもって成立とし、出席委員の2分の1以上の賛成をもって議決される。総会では、原則、以下の各議案を協議、議決する。

- 1 前年度活動報告
- 2 前年度会計決算報告
- 3 新年度役員校、執行委員会の選出および紹介
- 4 新年度活動計画案の協議
- 5 新年度会計予算案の協議
- 6 仙台市内高等学校美術展開催についての協議
- 7 その他

## 第12条（美研委員会）

本会は、各校の美研委員をもって美研委員会を組織する。美研委員会は、総会とともに本会の最高議決機関とし、加盟校の3分の2以上の出席をもって成立、出席美研委員の2分の1以上の賛成をもって議決される。

## 第3章 会 計

- 第13条（会計）
- 1 本会の会計は加盟校の負担金をもってこれにあてる。負担金は1校あたり4,000円とし、特別支援学校は2,000円とする。負担金は年度始めの総会時に会計校に納入する。
  - 2 仙台市内高等学校美術展に関わる会計は、上記負担金、出品料、および宮城県高等学校美育研究会による補助などをもって充てる。
  - 3 その他、収入減および新規事業などにより新たな経費の徴収が必要な場合は、総会または美研委員会による承認を経て相当額を徴収する。
  - 4 会計校は責任をもって本会会計を出納し、年度途中で中間報告、総会において決算報告を行う。

改正 2017年9月12日 第2回総会

改正 2018年5月25日 第1回総会

## 第4章 仙台市内高等学校美術展

### 第14条（仙台市内高等学校美術展）

- 1 仙台市内高等学校美術展の開催及び審査要項などを内容とする出品要項は、別に定める。
- 2 仙台市内高等学校美術展の入賞者への賞状授与および講評は会長が行う。但し、会長が出席できない場合は事務局校の顧問が代行する。
- 3 仙台市内高等学校美術展の入場料は無料とする。

## 第5章 会則の改正

### 第15条（会則の改正）

本会則に改正の必要があると認める会員および顧問は、美研委員を通して、文書をもって執行委員会に提案することができる。改正は総会または美研委員会において出席委員の3分の2以上の賛成をもって議決できる。

## 付 則

- 1 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要と判断されたものは、会長または執行委員長が執行委員会に諮って定めることができる。

改正 2008年11月18日 第3回総会